※同種の設計実績（設計共同体の構成員としての実績は、代表者のものに限る。）日本国内において、平成19年４月１日から公告前日までの期間に完了したＲＣ造又はＳＲＣ造の住宅又は住宅を含む複合建築物の免震又は制震構造の建物で、高さ60m超、延べ床面積10,000㎡以上の実績。

⑿　施工実績　単独申込み又は共同企業体申込みの代表者にあって下記①、共同企業体申込みの代表者以外にあっては下記②に掲げる対象工事と「同種の施工実績」※があること。

※同種の施工実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２社の場合30％以上、３社の場合20％以上のものに限る。）

①　日本国内において、平成19年４月１日から公告日の前日までの期間に元請として工事完了後引渡しを済ませたＲＣ造又はＳＲＣ造の住宅又は住宅を含む複合建築物の免震又は制震構造の建物で、高さ60m超、延べ床面積10,000㎡以上の建設工事の実績

②　日本国内において、平成19年４月１日から公告日の前日までの期間に元請として工事完了後引渡しを済ませたＲＣ造又はＳＲＣ造の住宅又は住宅を含む複合建築物の免震又は制振建物で、高さ31m超、延べ床面積7,500㎡以上の建設工事の実績

⒀　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は管理技術者を当該設計業務に配置できること。

①　一級建築士の資格を有する者であること。

②　平成19年４月１日から公告日の前日までに完了した、上記⑾②に掲げる「同種の設計実績」を有する者であること。

③　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは参加表明書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⒁　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。（共同企業体申込みの場合は、共同企業体全ての構成員が配置できること。）

①　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成19年４月１日から公告日の前日までの期間に、上記⑿①に掲げる「同種の施工実績」について元請として従事した経験を有する者（共同企業体申込みの代表者以外にあっては上記⑿②に掲げる「同種の施工実績」について元請として従事した経験を有する者。）。

ただし、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たさない場合は、「同種の施工実績」を有する者とはみなさない。

ａ　対象工事の契約時点で上記①の資格を有していること。

ｂ　対象工事の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは参加表明書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⒂　対象工事の工事費内訳書の作成は、建築積算士又は平成19年４月１日から公告前日までの期間に完了した「公共住宅建築工事積算基準」又は「公共建築工事積算基準」に基づく積算業務の経験がある者に実施させること。なお、当該配置予定技術者に限り、契約後の変更を認める。（共同企業体申込みの場合は構成員のうちの１社又は共同企業体としてこれを満たすこと。）

⒃　主たる構造に関して特許工法を使用する場合、当該特許工法の施工期間中、当該工法の経験を有する技術者を配置するものとし、工事請負契約後、速やかに配置技術者（当該工法に係る経験を記載）を書面（様式は自由）により通知すること。（共同企業体申込みの場合は構成員のうちの１社又は共同企業体としてこれを満たすこと。）

⒄　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、上記⑴から⑯をすべて満たす者で構成され、かつ、次の①及び②により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３社以内とする。

①　各構成員の出資比率は２社で構成される場合にあっては、30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であること。

②　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。

⒅　共同企業体としての資格の認定申請等

①　認定申請　本工事の競争に参加を希望する共同企業体は、下記４の参加表明書等の提出に先立ち、当機構指定様式による「共同企業体競争参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。（事前にシステム上の登録が必要なため、参加表明書提出期限日の一週間前までに下記４⑶まで提出すること。）

なお、下記４⑶の提出期間内に参加表明書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争に参加することができない。

②　認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、本工事の契約者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　優先交渉権者を選定するための評価項目　説明書に記載する評価基準により実施した評価結果に基づき、優先交渉権者を選定する。

４　手続等

⑴　担当本部等　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部　首都圏入札課　電話03―5323―4307

⑵　説明書等の交付期間及び交付方法

①　交付期間　平成29年８月３日（木）から平成29年８月23日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午及び午後１時から午後４時まで。

②　交付方法等　説明書等（以下「交付資料」という。）の交付を希望する場合は、別添のＦＡＸ専用の申込書（末尾に添付）を上記①の期間に送付し、申し込むこと。ＦＡＸ受領後、当本部コピーセンター受託業者である㈱ブルーホップより、ＦＡＸ受領日より３営業日後までに到着するよう発送する（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない）。３営業日を過ぎても到着しない場合は、電話にて確認すること。なお、送料については、料金着払にて発送するので宅配業者に支払うこと。

【ＦＡＸ番号】

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部総務部首都圏入札課

送信先　ＦＡＸ03―5323―4785

問合先　ＴＥＬ03―5323―2574

⑶　参加表明書等の提出期間、場所及び方法

提出方法　予め提出日時を３営業日前までに下記提出場所に連絡のうえ、内容を説明できる者が持参することとし郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出期間　平成29年８月４日（金）から平成29年８月23日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午及び午後１時から午後４時まで。

提出場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー17階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部技術監理部　工務課　電話03―5323―2401

⑷　技術提案書の提出期間、場所及び方法

提出方法　予め提出日時を３営業日前までに下記提出場所に連絡のうえ、内容を説明できる者が持参することとし郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出期間　技術提案書提出要請のあった日の翌日から平成29年10月27日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午及び午後１時から午後４時まで。

提出場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー17　階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部技術監理部　工務課　電話03―5323―2401

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。